

平成21年度第1回越谷市障害者施策推進協議会  
会議録

1. 日 時：平成21年10月15日（木） 13:30～15:45

2. 場 所：本庁舎5階第1委員会室

3. 出席者等：

- (1) 出席委員：15名：朝日委員、星野委員、松田(繁)委員、深代委員、黒田委員、田口委員、益子委員、佐藤委員、平野委員、小柳委員、小太刀委員、松田(和)委員、関沢委員、福田委員、友堅委員
- (2) 欠席委員：5名：齋藤委員、越野委員、高野委員、樋口委員、樋上委員
- (3) 事務局：瀧田障害福祉課長、佐野児童福祉部副参事兼児童福祉課長、（自立支援担当）加藤副主幹、藤城主査、山元副主査、梅澤主事（障害福祉推進係）濱野係長、小西主任

4. 傍聴者：3名

5. 次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
4. その他
5. 閉会

6. 会議資料

- ・新越谷市障がい者計画進捗状況報告（平成18年度～平成20年度）【資料1】
- ・新越谷市障がい者計画進捗状況一覧（平成20年度取組み内容）【資料2】
- ・第2期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告（平成18年度～平成20年度）  
【資料3】
- ・障がい者地域自立支援協議会の概要【資料4】
- ・（仮称）越谷市障がい者施設の建設について【資料5】
- ・越谷市障害者施策推進協議会委員名簿 ※当日配布
- ・施策推進協議会との関係 ※当日配布
- ・越谷市障害者地域自立支援協議会構成団体一覧（案） ※当日配布
- ・越谷市障害者地域自立支援協議会設置要綱（案） ※当日配布

【議事内容】

開会前

司 会： みなさんこんにちは。本日は大変お忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。開会前ではございますが、欠席の連絡がございましたので、名簿順にご案内いたします。齋藤委員、越野委員、高野委員、樋口委員、樋上委員から欠席のご連絡がございましたので報告させていただきます。

1. 開会

司 会： ただ今から、平成21年度第1回越谷市障害者施策推進協議会を開催い

たします。

まず初めに、本協議会の委員の変更がございましたので、ここでご紹介をさせていただきます。埼玉県立越谷特別支援学校より選出をされておりました学校長の嘉田先生の異動に伴いまして、本年4月1日から着任されました学校長の田口玄明先生に後任の委員をお願いしてございます。ご紹介をいたします。

田口委員： 田口でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

司 会： 田口委員につきましては、前任者の残任期間となりますので、平成21年4月1日から平成22年8月8日までとなります。それから、星野副会長が本年4月1日から文教大学人間科学部の准教授となられましたので、委員名簿の変更という内容でご紹介させていただきます。

次に、本日出席をしております職員を紹介させていただきます。

《事務局職員紹介》

どうぞよろしくお願いいいたします。

## 2. 会長あいさつ

司 会： それでは朝日会長の方からご挨拶をお願いしたいと存じます。

会 長： 皆さまこんにちは。ご多忙の中、今年度、第1回の越谷市障害者施策推進協議会にご出席いただきましてありがとうございました。また、傍聴の方もご参加、誠にありがとうございます。障がい者福祉を取り巻く現況を顧みますと一番大きいのが、政権交代に伴って、障害者自立支援法の行方と申しますか、廃案という形で明言され、それに変わる新しい仕組みがこれから議論されようとしているところでございます。また、国際的に目をやれば権利条約の批准に向かって国内法の整備が進んでおりまして、これもまた、新政権の下で加速していくのではないかと考えられるところであります。こうした制度、政策の動きや国際的な基準が、とても重要な要素になってまいりますが、一番大事なのは障がいのある方の実際のくらしや仕事、あるいは教育、関連する生活はもとより環境も含めた全ての部分で質の高いくらしやあるいは生活が成り立つということが、最も求められていると思います。そのために、制度や施策や基準があると思いますので、そのような意味からこの越谷の地で、障がい者施策を推進していくということでございますので、こういった政策の動きや国際的な動きももちろん念頭におきながら、議論をしていただければと切に願っておりますので、本日も忌憚のない意見交換、情報交換をお願いいたします。簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

司 会： ありがとうございます。それでは、会議の前に本日の資料等の確認をさせていただきます。

《資料の確認》

それでは、これより議事に入りたいと存じますが、議事の進行につきましては、本条例第4条第3項の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。それでは会長、会議の議長として議事の進行をお願いいたします。

### 3. 議事

議長： では、議長をしばらく務めさせていただきますので、皆さまご協力よろしくをお願いいたします。傍聴の皆さま方におかれましてもご協力の程、よろしくをお願いいたします。

それではさっそくですが議事に入りたいと存じます。本日の議事は、「新越谷市障がい者計画の進捗状況について」及び「第2期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について」の報告と「障害者地域自立支援協議会について」及び「(仮称)越谷市障がい者施設の建設について」の協議となっています。内容が大変盛りだくさんでございますので、議事進行にご協力いただければと思います。

それから、A委員さんの方から事前にお申し出がございまして、事前の送付資料をご覧いただき、今日ここで意見を出していただくということですが、より円滑に意見を提出したいというご趣旨で文書にて出したいというご要望がございました。こういう形で是非、議論を活性化していきたいと思っておりますので、今、事務局の方から委員の皆さま方に配布させていただきたいと思っております。みなさんよろしいでしょうか。

委員： 了承

事務局： 《各委員及び傍聴者に意見書を配付》

議長： A委員さんは、このご提案の部分のところになりましたら、必要な補足をお願いしたいと思っております。

それでは、報告事項、新障がい者計画と障がい福祉計画の進捗状況について、事務局からご報告をお願いしたいと思っております。

#### 【報告事項】(1)新越谷市障がい者計画の進捗状況について

#### (2)第2期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

事務局： 《資料に基づき説明》

- ・新越谷市障がい者計画進捗状況報告（資料1）
- ・新越谷市障がい者計画進捗状況一覧（資料2）
- ・第2期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告（資料3）

#### 資料1 訂正事項

- ・『歩道の整備』『歩道の新設（市道）』の平成20年度実績

(誤)延長 234,040m ⇒ (正)延長 228,970m

**資料2**※説明は省略

訂正事項

- ・ P 7 『(1) 歩行空間の整備』『1 1 歩道の整備』の平成 20 年度の主な取組み内容  
(誤)新設 7,120m ⇒ (正)新設 2,050m
- ・ P 2 0 『(1) 訪問系サービスの充実』『1 3 ホームヘルプサービスの充実』の平成 20 年度の主な取組み内容  
(誤)541 時間 ⇒ (正)1,718 時間

**資料3**※資料 1 との重複箇所については、説明省略

議長： どうもありがとうございました。

事務局から今ご説明をいただきました 2 つの計画の進捗状況でございます。事務局からは特にこれが良かったですとか、これが不足しているなどの評価の部分はなく、事実をご説明いただいたのではないかと思いますので、委員の皆さま方からは是非今の報告について、ご質問やご意見ということで関りたいと思います。いかがでしょうか。

委員： 数値の移行については、わかるのですが、その背景が、全くわかりません。委員会にずっと出て意見を交わして、このような進捗状況の結果になっていると思うのですが、その背景が見えてこないのも、それがとても残念です。

まず、「投票所のバリアフリー」。光の森の施設で事前投票に行きまして、確かに場所のバリアフリー化だけでなく、管理委員の方の視覚障がい者に対する対応が非常によく、以前の投票所の対応とは全く違っており、大変良かったと思っています。きちんとした視覚障がい者への対応ができていたので、安心して投票することができました。

二つ目は、市民ボランティアの育成があります。これは食生活改善に向けての市民ボランティアの育成だと思いますが、解釈が違っていたらおっしゃってください。市民ボランティア育成について、1 回目と書いてあります。どのくらいの方の人数の方が参加したのか分かりませんが、一人暮らしの方のお弁当の配達などのことなんでしょうか。そしてこの市民ボランティア育成を受けた人が、その後、ボランティア活動につながっているのでしょうか。それともう一つは、様々な分野の障がい者が実はボランティアさんを必要としていますので、食生活改善だけではなく、全ての障がいの方のボランティア育成として、拡大していただきたいという希望を持っています。視覚障がい者は、せっかく施設があって相談支援をやっておりましても、移動の障がいがありまして、施設に来ることがままならないのです。市民ボランティアの育成の中で、そのような視覚障がい者への移動の

支援ボランティアが取り組まれば、視覚障がい者の救援の一端になると思います。

それから、段差解消というのがありましたね。バリアフリーの。これは、どうも段差解消したらしいというのは伝わってまいりましたが、せっかく段差解消してもバリアフリー化しても、実際に希望を出した、要請をした障がいのある人に、こうしましたよ、どうですか、改善しましたけど感想を聞かせてくださいといったように、そこまで連動されると、また次への確かな動きになると思います。この辺りが、何かしたらしいよと、それだけでなく、やはりその背景としてはそういったことが望ましいと思っています。以上でございます。

議長： ありがとうございます。もし関連するご質問やご意見があれば承った後で、事務局から必要な説明をいただきたいと思いますが、他の委員さんの方からはよろしいでしょうか。

全体として例えば目標を達成している部分と、達成していない部分とその背景や原因、理由については、必ずしも十分にこの資料からは読み取れないということなので、いくつか代表をあげて、B委員さんからはご指摘をいただいたところでございます。例えばボランティア育成のところの、その後のボランティアの研修会に出られた方の活動状況などについて、もし情報があれば事務局からご報告をお願いしたいと思います。

事務局： それではB委員さんのご質問に順次、ご説明をさせていただきます。

まず投票所のバリアフリーについては、ものということではなく、そこに居る係の方がよく対応いただいたというお話しをいただきましたが、これについては、選挙管理委員会等から障がい者の方々への接し方を書いたものを周知し、それを基に対応いただくということで職員の教育をさせていただきました。

それから、市民ボランティアの育成というところで、食生活改善推進員の中身はどのようなものかというお話しでしたが、高齢者の方に対する食事のお世話といったものではなく、市民全般の食生活を主体とした生活習慣病の予防や健康の保持、増進、そのような目的で年間1コースの事業を展開しています。その内容といたしましては、母子健康づくり事業、例えば親子の料理教室やおやつ教室、それから地域の健康づくり事業といたしまして、生活習慣病予防講習会、野菜や魚料理の普及講習、高齢者の健康づくりといったところでございます。加えて保健センター事業への協力、男性のための生活新講座等を一つのコースといたしまして、平成20年度は、トータルで48回実施いたしました。延べの参加人数といたしまして、950人に参加をいただいております。

それから最後の段差解消の解消後の効果については、要望をいただいた

方から効果を聞いたらどうかというお話しでございました。これについては、結果の検証ということで取り組み方について、担当課に伝え、その取り組み方について協議を行っていきたいと考えております。

委員： 市民ボランティア育成となっておりますけど、その講習を受けた方が地域のボランティアとして教室を開くなど、そのような展開につながっているのでしょうか。よく聞くのが民生委員さん、その他の委員をされている方が、市が開催するいろいろな講習会にあっちもこっちも全て決まった人たちが出ているということです。この延べ人数950人というのは真に素晴らしい数字ですが、一部の人だけでの共有感というか、そういうことに留まっていけないだろうかと思ひまして、市民ボランティアのせっかくの育成事業であれば、それが市民の間に広がっていくような構築になればいいかなと考えましたが、どうなのでしょう。

事務局： 栄養講話と実習や市内の施設見学等、そのようなことを通じて、受講された方にご協力をいただいているようでございます。また、推進員の再教育事業といたしまして、地域活動の中でのグループワークや食生活の知識の学習や栄養実習、そういったところを通じてフォローアップ研修も行っているようでございます。

委員： 資料1の平成22年度の目標値ということだと、資料3に書いてある必要量、意味は同じととらえてよろしいのでしょうか。

事務局： 目標値と必要量の違いでございますが、まず、目標値が設定されている新越谷市障がい者計画と、もう一方の資料の越谷市障がい福祉計画は、それぞれ母体となる計画が異なっております、必要量と定めた障がい福祉計画につきましては、障害者自立支援法の中で、資料といたしましては、以前にお配りいたしました私の手元でございますが、黄色い冊子、これが越谷市障がい福祉計画でございます。こちらは障害者自立支援法の中で、ホームヘルプサービスや施設入所支援、そういった障害福祉サービスの越谷市の将来の必要量を定めなさいということになっております。もう一つの目標値というのは、越谷市において、障がい者福祉を推進していく上で、今後どれだけそういった事業に対しての需要があるか、また、いろいろな市民ニーズなどを踏まえて、将来の目標となる数値を設定し、それに向かって事業を推進していくということで、使っている数字は結果的に一緒になっておりますが、目的は若干異なります。もう少し簡単に言いますと、越谷市障がい福祉計画の必要量については、厚生労働省において、今後どれだけの需要があるかということから、最終的には予算の確保なども考えて、その必要量を集計したいという目的があったようでございます。以上でございます。

議長： ありがとうございます。なかなか難しいのですが、法律がそれぞれ違う

ので、結局、同じようなことであっても表現の仕方が違うというところで、障がい福祉計画は福祉サービスの供給計画なので、必要量という形で、出さなければいけないということです。障がい者計画は、もちろんそれを含んで、どうあるべきかという計画値なので、目標値として出すという違いがあるために、非常に分かりにくいのです。特に福祉サービスについては、一致していないとおかしいわけです。ある意味、一致している必要があると思います。例えば、点字ブロックをどのくらい何キロメートル敷くかというのは、もちろん全部敷けばいいのかもしれませんが、そのようにはなかなかいかないの、本当は必要量としては全部の道なのかもしれませんが、目的としては、大体何キロくらいをやっていくという目標が立てられると理解していただくと分かり易いのではないかとこのところでは。

私も今回の進捗状況を伺っていて、委員の皆さまもそのようなお気持ちにあるのではないかと考えておきまして、数値をきちんと出すということは大事であります、同時に、越谷市の障がい者計画と障がい福祉計画の進捗状況としては、どのようにそれを見ていくかという説明の部分がすごく大事だと思います。おそらく協議会の方でも、この数値が80パーセント達成しているのがよしとする、60パーセントしか達成していないからけしからんと、こういうことを言うのではなくて、このような数値に表れる進捗状況をどう評価をしていくかということがすごく大事だと思います。B委員さんがおっしゃったような評価の仕方も単純に数値だけではなくて、その中身をもう少し突っ込んで説明をすべきであり、こういったことを加えて、一般の市民の方に、越谷市がどれだけ素晴らしい計画を作っていて、何が足りて何がまだ足りないのかということを知っていただくために、分かり易い説明というのはすごく大事だと思います。こういった協議会を経て、またどこかで報告をされたりするときには、そういう説明文が作られて、報告されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局： はい

議長： ということで、数値では、このような分野に非常に造りが深い委員の皆さんにとってもなかなかわかりにくいところがあると思いますので、是非、今議論を伺って、これからそのような説明をお願いできればと私も思いました。

委員： 資料1の訪問事業の充実の部分ですが、全体的に見ますと、年々それぞれの項目は実績が上がってきているのが大体の数値だと思うのですが、訪問事業に関しては、目標値が2,500件のところ、平成18年度が2,046件で、その他はぐっと下がってきているような状況でございます。この辺の背景というか、ニーズがないということなのか、その辺の事情を教えてくださいとありがたいなと思います。

事務局：一言で言いますと、この訪問事業の中身に組み替えがございました。従来、この目標値を設定した時点で組み込まれていた事業の中から、違う事業に分類される事業がいくつか出まして、その事業の数値が除かれてしまったために、平成19年度以降の数値が減ったと担当課の方からは聞いております。手元に詳しい資料がございませんので、どの事業が抜けたというのは今お答えすることができませんが、この計画の策定時において、そのような説明をいただいております。以上でございます。

委員：今のは大切なご議論だと思います。正直言って、この数値、みなさんでご検討いただいて出した、それはいいのです。それに対して実際本当にやっているのかということの特に我々だけではなく、市民の方もご覧になったときに、我々で分からないものは、市民の方は、えっと思われるかもしれないし、誰に聞いていいのかわからないと、しかも、訪問事業がこれで、表の下の方もどんどん下がっているように見える、でも実際はやっているんだということであれば、どうやっているのかという今お聞きいただいたようなことを何らかの形で示しておいていただいた方が、これは実は書いた計画が間違っていたのだと市民は感じてしまうかもしれませんし、そこら辺のところはちょっとデリケートに表記いただいた方がよいのではないのかなと思います。

委員：同じようなことだと思いますが、例えば、資料3の障がい福祉計画のところ、福祉施設から一般就労への移行ということで、17年度には3人だったものが、18年度は確かに7人ということで、この障害者自立支援法の就労移行支援事業などの係わりによって、結構ここで数字が上がったと思います。しかし、言い方が適切かどうかわかりませんが、その段階で一般就労した人は一段落したけどなかなか次が出てこない、このように見るのか、そもそも越谷市内で一般就労へ向かうための事業が少ないのか、この辺りは分析をしていかないと、数字だけで目標を達成していません、でも、23年度には12人移行しなければいけないとなると、今何をしなければいけないのかということが、これから見えてくると思いますので、そのような観点で是非、今、E委員がおっしゃったように、全部ことばで書くということは大変かもしれませんが、それぞれ根拠を明らかにしていくということが、とても大事なのかなという気がいたします。それからC委員さんに伺って申し訳ないのですが、同じ資料の精神障がいの地域生活への移行で、結局、県の按分で37名になっているので、越谷市がどうだと言われても分からないというのが正直なところだと思うのですが、現実、18年度、19年度、20年度、この計画が進んでいって、実態として本当に地域生活移行が進んでいるのか、そうでないのか、越谷で見るといのは非常に難しいのですが、そういう情勢判断からここを評価してい

かないと県は確かに出していないため、越谷としてはどうしようもありません、だけで流れてしまうので、もしそういう情報があればご提供いただければと思います。

委員： まずは目標の数値自体も社会的入院を余儀なくされている精神障がいの方、十分制度が整えば退院して地域で暮らせる方々が、それが整わないために入院を余儀なくされている方を各病院さんからうちの病院では何人くらいだろうというものを集めて埼玉県として数を出しました。そして、それぞれの市にお住まいの方が一番近くの病院に入院されている訳ではないので、それを人口で按分してこの人数が出たというところですよ。もちろん毎年、入院された方も退院されております。その方が、今まで社会的入院をされていて、条件が整ったので退院をしたかどうかというところまでの算定ができていないために、きっとここが空白なのだと思います。ただ、県では、各地域において、昔は退院促進事業という名称だったのが、名称が変更となり、地域移行事業という形で各保健所で大体1つ、2つモデル事業という形で病院と連携をとってその対象でモデルとなる患者さん、もちろんご本人さんが自分は整えば地域で暮らしたいというご希望があって、また、そのご希望が持てるように働きかけをしてというような事業なので、全員まとめていっぺんに始めるようなものではなく、本当に個別に、お一人お一人にとってどんなサービスが必要か違ってきますので、そういったことで例えば越谷保健所でもある医療機関と連携をとって入院の病棟にお邪魔をしてこういう制度がありますよ、あとこういってことで地域で暮らすというのはこんなに分らしい生活ができますよというアピールをし、ご希望の方を集め、その方に必要なサービスは何かあるか整え、退院に向けてどんな課題があるか、それを一緒にクリアしていくという事業を各保健所で取り組んでいきます。細々とではありますけど、10人も20人もというわけにはいきませんが、確実にそういった形で退院をされているという方ももちろんいらっしゃいます。ただ、それだけ手がかかる、時間がかかる、そういったところがありますので、少しずつではありますが、そういったことで事業は行っております。

議長： ありがとうございます。

今お話しいただいたように、この数字やあるいはこの数字には出てこない背景にいろいろな要因があるということ踏まえた上でこのデータを見て、また評価をしていくということが大事であると思われました。

まとめますと皆さま方、提示していただいた数字については、ご理解いただいたと思いますが、その背景となる要因であるとか、今後の計画の推進に向けての課題のようなものを是非明らかにしつつ、広くこの結果を関係者のみならず市民の方にお伝えいただければというような皆さま方の

お気持ちを汲み取らせていただきましたが、それでよろしいでしょうか。

委員：了承

休憩 14：30

開議 14：35

### 【協議事項】 障害者地域自立支援協議会について

議長： 次に、協議事項に移ってまいります。まず、障害者地域自立支援協議会について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 《資料に基づき説明》

- ・障がい者地域自立支援協議会の概要（資料4）
- ・施策推進協議会との関係
- ・越谷市障害者地域自立支援協議会構成団体一覧（案）
- ・越谷市障害者地域自立支援協議会設置要綱（案）

《補足説明》

- ・本年6月10日現在、県内の状況は、越谷市、戸田市、蕨市、蓮田市、草加市、松伏町が未設置となっている。
- ・これまで市内の相談支援事業所と協議する中で、施策推進協議会や就労支援事業連絡協議会等の他の組織とのすみ分け、要綱の整備等、設置に向けて準備を進めている。

議長： ありがとうございます。障害者地域自立支援協議会は、廃案になった障害者自立支援法改正案の中で、さらに法的に強化するということが目指されていましたが、廃案になりました。ただ、この地域自立支援協議会という枠組みについて、障がい者福祉推進のための大変重要なポイントとして認識されておりますので、今回、事務局から自立支援協議会の提案が、協議事項として挙げられたことは大変うれしく思います。正直、越谷市は取組みがやや他の市町村に比べると遅れていたところがありましたが、ここで自立支援協議会が設置されるようになったということでございます。反面、障害者施策推進協議会は、他の市町村に先がけて越谷市が設置しているというところで、この2つの関係が、今ご説明をいただいたところでございますので、委員の皆さま方から、さらにご質問、ご意見をいただきたいと思います。A委員さんからは資料を頂戴しておりますので、もし解説が必要であれば一言二言どうぞ言っていただいて、皆さま方には一応、すでにA委員さんからの意見の主旨はペーパーで渡っているということでご理解いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員： 資料は皆さまの手元にあると思いますが、今度、自立支援協議会が設置されるということで、まず1つ目は、自立支援協議会から越谷市の方に言

いたいという委員さんも居ると思いますので、直接言っていただいても構わないし、また、施策推進協議会と意見交換しながら自立支援協議会との話しやり取りをする場を考えていってほしいと思います。

また、委員についてですが、就労関係の方が全然入っていないので、その方を委員に加えていただきたいというのと、今、施設から仕事に行きたいと言っている行き場がなく施設にいて、そういう方たちをサポートしてくれるのが就労関係の方なので、その方たちが入らないと駄目だと思います。それから、私たちも含めて当事者も加えていただきたいということです。

議長： ありがとうございます。大変論点が明確になっているご提案だと、今お話を伺って思いました。障害者地域自立支援協議会は、先ほど事務局のご説明にもありましたように、意思決定機関ではないので、障害者施策推進協議会へ報告、提案をする形で、運営をしていくということでしたが、A委員さんからのご意見は、直接、意思決定かどうかということとは別にしても、実質的に直接行政に対して様々な意見などが言えるような形にしてほしいということ。それからもう一つは、自立支援協議会と施策推進協議会と双方向でキャッチボールをできるような位置付けにしてはどうかということ。最後は、当事者委員がいないということで、先ほどのご説明では、それぞれ団体の長ではないということですので、私の理解では、例えば障がい者団体、知的障がい者親の会ではありますが、知的障がいのある方ご本人がご参加することもありなのかなというようには思いますが、そのような当事者参加ということでご意見を理解すればよろしいでしょうか。それから就労について、各自治体でも専門部会などで就労支援部会なるものが構成されるケースが多いのですが、今の計画案ですと、いわゆる就労支援の事業者なり、就労支援関係の相談を行っているところからの委員がいない、ということですね。

委員： 障害者自立支援法がスタートして4年位経ちますが、その成果については、どのように考えているのかをお聞きしたいです

議長： ありがとうございます。関連するご質問はありますか。

それでは事務局の方からA委員さんからのご意見とD委員さんからのご質問に対してご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

事務局： それではA委員さんから書面でいただきました自立支援協議会に係る質問事項について何点かございましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、その前に、この施策推進協議会の中で、過去に何度かこの自立支援協議会について触れていただいたことがあり、その中でもお話をしてきた経過もあるのですが、まず組織につきまして、先ほど議長のお話にもございましたように、施策推進協議会につきましては、他市に先駆けて越

谷市は取り組んでおります。全ての市においてこの施策推進協議会があるかという点、まだまだそういう状況にはございません。施策推進協議会と自立支援協議会の組織のすみ分けというものについて、随分と今まで県と悩んできたという経過を過去に報告をさせていただいた記憶がございます。そういったことから組織を検討させていただきましたが、まず、他市がすでに立ち上げている自立支援協議会と、今回資料としてお配りさせていただきました概要の中でお示しした自立支援協議会は、組織図をご覧になっていただきますとお分かりになるかと思いますが、若干違うところがございます。資料でお配りしております自立支援協議会の概要、5番の組織図のところをご覧になっていただきたいのですが、大きな枠がございます、その中に小さな枠が丸くなった枠がございますけど、自立支援協議会の中では一番大きな組織を定例会（全体会）と書いてございます。他市については、多くのところはこの定例会の上に全体会というものがございます。この全体会というのは、各団体さんの長、施設長さんですとか会長さんですとか、そういった長の方で組織するものになるのですが、その全体会と越谷市の施策推進協議会のメンバーはほぼ一致してしまうのではないかということが、これまでの協議の中で検討の課題にあがってまいりました。そういったことから、今回、案としてこの概要図を示させていただきました訳なのですが、越谷市としましては、まず、個別支援会議、これは、地域の困難事例に対応する一般的にケア会議と言われていますが、困難事例に直面している障がい者の方ご本人、それに係わる例えばヘルパーさんですとかそういった支援にあたる方々、それから行政なり病院なりというところが加わって、その方の支援をどのようにしていくかという会議を行います。そこからあがってきた、その方の支援のためにこういったものが必要ではないか、また、こういったことを解決しなければいけないのではないか、というような情報を吸い上げまして自立支援協議会の中でみなさんのご意見を聴いていくことになります。それを事務局会議としまして、市内4つの相談支援事業所、障害福祉課、児童福祉課で事務局を形成し、その中で、困難事例の検討をしてみたいと思います。その検討をした中で、これはさらに皆さまに意見を聴いてもっと詰めていかなくてはいけないと考えた場合に、定例会にあげさせていただきます。それと同時に、もう少し専門的に、例えば就労に係る部会ですとか、そういったものを個別に立ち上げて検討していかなくてはならないといった場合に専門部会を考えております。このあと、他市ですと定例会、これは地域で支援に携わる方々の実務者レベル、ケアマネさんですとか、直接介護にあたるヘルパーさんですとか、事業所さんですとか、そういった方で組織し、実務者レベルの方々と協議をして、さらにそれを全体会ということで、各団体の長にご報

告、また意見をいただくというような仕組みでやっているところが多いのですが、どこもその全体会は、障がい者計画の進捗管理や、障がい福祉計画の策定、そういったことをメインにやっている全体会が多い現状でございます。そういったことを考えると越谷市のこの施策推進協議会とかなりオーバーラップしてしまう部分が出てくるのではないかと、そのようなことを今まで協議してまいりまして、越谷市では、他市で言う全体会の部分につきましては、施策推進協議会の中で一部そのご意見等を伺うということで、施策推進協議会と自立支援協議会でどちらが上ということではないのですが、自立支援協議会で出てきたニーズや課題などを今日お集まりの皆さまにご報告をさせていただきまして、今後の施策に反映させていくと、そのように考えた中で、定例会までの組織にさせていただきました。ということで、A委員さんからは、自立支援協議会、施策推進協議会、双方から越谷市に直接意見があげられるようにした方がいいのではないかとという意見がございますが、他市とは若干違う形をとらせていただきまして、施策推進協議会で最終的にご協議をいただくということで考えております。そういった形で提案をさせていただきました。

それから、就労支援に係る団体さんが構成員になっていないというお話がございましたが、就労支援は自立支援法の中でも特に力をいれているところであると、私どもも認識をしております。ただ、全ての方々が就労支援に係わるということではないのではないかとという考え方もございまして、事務局の中では就労支援に係わる部分につきましては、部会を立ち上げまして、部会の中で専門的にもんでいただくということで、今回の全体の構成メンバーの中には特に盛り込んでおりません。これにつきましては、確定ではなく、あくまでも案ということで皆さまにお示しさせていただいておりますので、いろいろいただきました意見を基に今後、検討させていただきたいと考えておりますが、就労に関しては個別の部会を立ち上げた方がいいのではないかとということでそのようにさせていただいております。それから、当事者の方が入っていないということですが、先ほど申し上げましたように、定例会につきましては、その困難事例等に直面した場合に、それを支援する方々でどこも組織をされております。その上の全体会の中に公募委員さんや、障がいの当事者の方が委員としてメンバーに加わっておりますが、それにつきましては、この施策推進協議会が他市の全体会の一部を担っていただけるとすれば、この施策推進協議会の中に当事者の方や、公募の委員さんがおりますので、あえて当事者の方は入れなかったという経過はございます。また、全ての事例に関して委員さんになられた当事者が、直接的に係わるかとなると、そういったことも少ないということで、はずさせていただきました。それから先ほどの構成団体の一覧

表の中に障がい者団体ということで、知的障がい者親の会さん、それからやまびこ家族会さんという個別の名称をあげさせていただいております。また、当事者に係わりの深い方、それから常に当事者の相談にあたられているということで、身体障がい者相談員さん、これは当事者の方でございます。それから知的障がい者相談員さん、これは当事者の方をご家族に持つ方になるかと思いますが、こういった方にもメンバーとして加わっていただきたいと考えております。これは何度も申し上げますが、あくまでも案ということで、これで確定したものではありませんので一言申し添えをさせていただきます。以上でございます。

議長： D委員さんからの障害者自立支援法をどう総括するかの質問についてお願いします。

事務局： それではD委員さんからご質問のありました自立支援法の成果ですが、そもそも障がい者の支援をするというのは、自立支援法以前からあったものであると考えております。その年、その年で国等の考え方もあり、それらを活用しながら越谷市としてどんな方法が良いのかを考えながら進めていくという大前提がありますので、先ほど議長もおっしゃられましたとおり施策推進協議会でみなさんのいろいろな意見を聴くということを越谷市はとても大事にしていると私は理解しております。ですから、毎回このような機会で見えからいろいろなご意見を聴きながらいい方向に進めていきたいと考えております。どんなものでもやはり、前と今を比較するためには数字が必要ですので、先ほども報告の中で、いくつか数字をあげさせていただきました。もちろん当初の目的をもうすでに超えたものもあれば、まだまだ足りないものもございます。成果がどこまでいったというのは大変厳しい質問でございますので、私の方からはお答えはできませんが、ただ、支援に向けては一生懸命やっているというところを是非ご理解していただきたいと考えてございます。それから、自立支援協議会の考え方ですが、確かに越谷市は、この立ち上げは非常に遅れております。先ほど議長は、ややとおっしゃいましたが、本当は非常に遅れています。その理由は先ほどもご説明をしましてとおり、どちらの会議も障がい者の自立を進めていくことには変わりはないのですが、その係わり方が少し違うのかなと考えております。越谷市の場合は最初に施策推進協議会が立ち上がっておりますので、市長の諮問機関として市が考えることをみなさんの意見を聴きながら進めていきます。これはいわば、個々の委員の皆さまについては、様々な事例をお持ちですけど、全体を相対的に考えてもらうという筋道なのかなと考えております。自立支援協議会になりますと今度は個別のケースから出発していただき、こうであつたらいいなというところに答えを求めてもらうのだと思っておりますので、小さな個別の会がた

くさんできて、それらの中で出た共通事項や問題事項を定例会で整理していきたいということがございます。目的はおそらく一緒だと思いますが、その係わりが違うということです。また、今日は施策推進協議会の中で、越谷市の自立支援協議会のあり方についてご意見をいただきたいという趣旨でございます。先ほどA委員さんからお話のありました直接市に意見も言いたいのですという、それは協議会に限らず様々な団体からもご意見を聴いております。ただ、ご意見は伺っても必ず施策推進協議会に報告をしたいという趣旨であるにご理解をいただきたいと存じます。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは他の委員の皆さまからもご意見を頂戴したいと思います。

委員： 自立支援協議会のことですけど、先ほどから聞いてますと、知的、精神、そして心身障がい者があります。実は心身障がい者の中に視覚障がい、聴覚障がいが含まれております。けれども、抱える問題点、課題が全く違いますので、先ほどから視覚障がいと聴覚障がいに関するご意見が多いのですが、実は、心身障がいの問題が、なかなか反映されないんですね。それでどうしたものかなと。せっかくこの協議会ができて、ここに反映されないのでは、私たちが一生懸命ピアカウンセリングを、地元、地域、それから県内全ての視覚障がい者の方に向けて、相談を受けて、自立支援をしていきますよということをやっているにも関わらず、確かなバックアップもなかなかありませんし、きめの細かい協議会、推進協議会と全く違う。きめの細かい自立支援協議会はそういう中身で話し合いが進むと思うのですが、感覚機能障がいの視覚と聴覚の問題点が反映されないという不安を抱えます。それから、これは相談支援を受けていく側の人だけで成り立ちますけど、相談支援をする側の人もしっかりここに入らないと立場が違いますし、それから障がいを持っていない実務者と、実際に障がいを抱えているのは違います。抱えている問題もかなり当事者は深いものを抱え込んで、解決されないまま、言えないままおりますので、やはり相談支援をする側の当事者の委員もここに入ることが望ましいかなと思います。

もう一つは、私も支援センターの相談員で、少々係わっておりますけど、この現場は大変です。ここの職員さんは大変です。ここの構成委員の中に、心理的なサポートを出来る人、この専門委員会というのがどういう人たちで成り立つのか分かりませんが、心理カウンセラーのような専門的な人が、ここには必要だと思います。現場で抱えている問題、その解決策が果たして問題はないのだろうかという、それをもう一つ客観的に、専門的に判断する専門分野の人が委員として入って欲しいなど、前から考えておりますのでご検討ください。以上です。

議長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

施策推進協議会としては、自立支援協議会のあり方について、今日、意見を出していただいて、それを踏まえてまたご検討いただくという形になります。

委員： A委員さんのご意見と被るかなと思うのですが、先ほど、就労の関係は専門部会の方で立ち上げは考えたいとおっしゃっていましたが、その他の部会としては、どんな部会を考えていらっしゃるのでしょうか。先ほど、視覚障がいの方、聴覚障がいの方、また、それぞれの障がいによって抱えている問題が違うということがありましたので、それはきっと知的障がいの方もそのようにお考えだろうし、精神障がいの方もそのようにお考えだと思います。この専門部会というのは、そういったことで、どのような専門と考えていらっしゃるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

議長： ありがとうございます。関連するご質問はよろしいでしょうか。では事務局から専門部会の構想のようなものについて、ご説明をお願いいたします。

事務局： お配りした資料には専門部会としか書いていないので、その中身は資料の中では読み取っていただくことはできないのですが、先ほど、就労に関する部会というお話をさせていただきました。この部会につきましては、地域から上がってきました個別の事例を基に、必要な部会を立ち上げていきたいと考えております。例えばこういった施策推進協議会、自立支援協議会で言えば他市における全体会というところになるかもしれませんが、委員さんの中からこういった部会は必要なのではないかというご意見をいただければ、自立支援協議会を運営していく中で、立ち上げをしていきたいと考えております。一般的には、児童、お子さんに関する部会や、身体障がい者部会を立ち上げているところもございます。それから権利擁護に関する部会です。また、一つひとつ言えばきりがありませんが、くらし全般に関する部会や知的障がい者部会、そのような部会がございますので、地域からあがってきた困難事例やニーズを基に事務局の中で協議をしまして、必要な部会を立ち上げていけたらと考えております。事務局は、この自立支援協議会の事務局になりますので、相談支援センターといろいろと相談をした上で、ということにはなっていますが、そのようなことで考えております。以上でございます。

議長： C委員さんよろしいでしょうか。地域によっては、高次脳機能障がい部会や、もっと横断的な療育部会があるなど、いろいろな部会が設定されていると思いますので、今のご説明ですと、今日いただいた意見などを踏まえて、より専門的な、あるいは課題の解決に向けた専門部会と組織で実質的な地域自立支援協議会の機能の充実を図っていき、また、それを施策推進協議会とうまくリンクすることで越谷市全体の障がい者施策に反映し

ていくと、このようなことかと思えます。

さらにご意見があればいただきたいのですが。終わりの時間が迫ってまいりまして、もう一つ大きな協議課題があります。もしよろしければ今日のA委員さんのように、具体的な特に専門部会などの案については、事務局の方にお出しいただくという形でよろしいでしょうか。またいろいろなアイデアをいただいた方が、自立支援協議会をこれから組み立てていく上でも、おそらく有効だと思えますので、そのような形でご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。

委員： 了承

### 【協議事項】（仮称）越谷市障がい者施設の建設について

議長： それでは地域自立支援協議会については、以上にいたしまして、最後の協議議題に入ります。まず、事務局からご説明をいただきたいと思えます。（仮称）越谷市障がい者施設の建設についてです。

事務局： 《資料に基づき説明》

・（仮称）越谷市障がい者施設の建設について（資料5）

※地図を掲示し、建設予定地の場所を説明

※図面を掲示し、配置を説明

※パースを掲示し、建物のイメージを説明

議長： ご意見を頂戴したいと思えます。A委員さんからはすでに、先ほどの文書でご意見をいただきました。さらに何かございますでしょうか。

委員： 図が見えないので、前もってコピーなどをいただければ、もう少しお話も分かったのではないかと思います。それはある意味常識ではないかと思えます。今からでもコピーはいただけないのでしょうか。

事務局： 先ほどお話しさせていただいたとおり、これから議会に諮っていく案件でございますので、できればお配りしたいところではございますが、現段階では、これをお見せしているのも、保護者の方には一度、これより前の原案をお見せしておりますけど、公の場所でお見せするのも初めてとなります。そのため、12月議会を経た後に、お配りをさせていただきたいと思えますので、現状ではイメージだけということでご了承いただきたいと思えます。

委員： ということは、こちらの今いただいた資料も案ということになりますね。こちらの資料はいただいているのに、そちらはいただけないということになるわけですか。

事務局： この資料についても考え方の基本となっている部分だけですので、これからまた細かく詰めていく部分もございます。一つ一つ具体的な案が出来上がった段階で、この会議でまたご案内をさせていただいて、それに対し

てご意見をいただき、それを検討し、次のステップに進むというように考えております。

委員： 1点それに関連してなんですけど、この協議会で、どの辺りまでの意見を言って、それに対してどれくらい反映されるのかをみなさんにある程度アナウンスしておかないと、この図面も決め打ちなのか、ほとんど決定なのか、それともまだ贅沢を言えばショートステイ機能的なものを状況によっては付け加えることができるのか、おそらく他の方々にしても、時間が間に合うのであれば、付け加えたい機能がもしかしたらあるかもしれない、いやないかもしれませんが、そういったタイムテーブルを簡単に教えていただけるといいのかなと思います。

事務局： 図面につきましては、今までいろいろな検討をしてくる中で作成したもので、この図面で議会に諮ることになりますので、実際には、多少の変更は可能であるとしても、今の段階ではこれはほぼ決定と考えていただいてよろしいのかなと思います。ただ、今の段階でこの施設の中で盛り込める機能があるのであれば、それは盛り込んでいきたいということがありますので、そういったところで、この原案に対してどんなご意見があるのかと思います。意見をいただいたものを全て盛り込めるかどうかというのは、またこちらで検討させていただきますが、いただいた意見の中で、この施設でできると判断したものについては、付け加えるなり変更するなりということはあることとございます。

議長： 他はいかがでしょうか。

委員： 今日初めてその図を見させていただいたのですが、今日の会議の場で委員の皆さまに諮って、これだけの内容で施策推進協議会に諮ったということとを議会に話すのでしょうか。

事務局： 諮って、施策推進協議会の中で、これを全て考えて決めたという話してはなりません。今まで、しらこぼと職業センターの保護者の方や、いろいろなところからご意見をいただいたもの、それから、市の考え方を含めて検討させていただいて原案をつくっております。施策推進協議会に、今日これを提示してお話しをしたからといって、決定したということではございません。そういった機関ではありませんので、私どもが提示しているものに対してご意見をいただき、それをまたこちらで検討していきたいという趣旨でございますので、例えば議会で、これを施策推進協議会で決めてもらいました、と言うことはございません。

委員： 結局、委員の皆さま方の思いの中では、例えば意見を申し上げたとして、どのくらい反映するのだろうかといったところで、それでどれだけ真剣味を持って意見が言えるかどうかになってくるかだと思います。ただ、今お話しいただいたように、確かにここで協議会が設計を承認するとか承認しな

いとかという話しではないと思います。しかしながら、せっかく越谷市の障がい者施策を推進するのであれば、こういう観点を是非、盛り込まないと、これから市民の皆さんの、ましてや当事者の方たち、関係者のみなさんの合意は得られないといった協議会としての意見が出たということは、きちんと受け止めていただくことは必要なのかなと思います。ですから、A委員さんからは一つそういう意見がペーパーで出されたということで受け止めていただきたいと思います。

委員： 相談支援事業をするということは、相談支援事業所が1ヶ所増えるということなのではないでしょうか。それとも恩間にある障害者生活支援センターがこの中に入るといったことなのではないでしょうか。あとは、障がい者は3障がいある中で、今まで立ち遅れていた精神障がい者の方も障害者基本法などのような法律に3障がいが入ってきたということで、是非、精神障がい者の方もこういった施設が利用できるようなものを盛り込んでいただきたいと思います。

事務局： まず、相談支援事業に関しては、基本的には相談支援事業所を増やすということを念頭に置いて、案をねっております。それから、今現在のしらこぼと職業センターは先ほどお話しした知的障がい者の通所授産施設、そして新体系に移行すれば、これは以前にも事務局でお答えしているかと思いますが、将来的には3障がいに対応できるということが、当然いいものと考えておりますが、まず、第一歩としては、今いる通所者の方々が基本的にここに移ることになります。そのため、その方々を新しい体系に沿ったプログラムの中で訓練をしていただくということが基本になります。もしこの中に身体の障がいの方、精神の障がいの方の希望がございまして、全ての場合において、受け入れることが可能かという、現実的には難しいという事例も聞いております。ただ、中でできるという判断があれば、それは他の方の受入れはだめですよということではありませんので、そういったことは視野に入れております。現実的にはまず最初の段階では、移行6名、B型54名で考えておりますが、今のしらこぼと職業センターの定員が57名となっております。そのため、まずは今通っている方、何年かの間に就労して退所される方もいらっしゃるかもしれませんが、今いらっしゃる方を新しい体系の中で訓練していただくということを、まず先に考えていきたいと考えております。

委員： 私もCさんと同じように、精神障がいの方をなんとかしてほしいということを前々から言っております。現に私の施設でも精神障がい者が主であります。知的の障がいを持っている方も受け入れております。ですのである程度はできるんですね、お互いに。喫茶コーナーというものも精神の方、いくらでもできるのです。ですから市の方でももっと努力してほしい

のです。57名しかとれないというのではなくて、もっとももっともいいはずなのです。どうしても精神障がいという遅れております。大体が市におりてくる前は県でしたから、そういうことから精神はすごく遅れているのです。ですけど、自立支援法で3障がい一緒と言われておりますので、その辺は是非考えていただきたいと思います。

議長： 他にいかがでしょうか。

事務局： 一つ付け加えさせていただきますと、今、最初にC委員さんからご質問されて答えた部分については、あくまでもしらこぼと職業センターの部分を説明させていただきました。ですので、ここの事業部門で言っている就労支援事業については、就労支援センターの相談の方などの在宅の方、それから、他の施設に通われている方でも、ここで例えば貸スペースではないですけど、授産品の販売を行うことや、場合によっては清掃など、実習といった付加機能の部分については、身体であっても精神であっても知的であっても障がいに関係なくやっていただきたいと考えております。しかし、先ほどお話しした、しらこぼと職業センターが移行した部分については、将来的にはもちろん3障がいですけど、まずは今いる方をということでご説明させていただきましたので、申し添えさせていただきます。

委員： 将来とはいつでしょうか。

事務局： しらこぼと職業センターのところでもお話ししましたが、将来的にいつから精神の方や身体の方を受け入れるということではなく、移行した時に空きがあって、そこに精神の方や身体の方の相談があって入りたいというお話しがあれば、その中に入って一緒にやっていただくということが大丈夫であるか、施設の方で当然運営面で考えます。その中で大丈夫ということであれば受け入れていくということですので、いつからということではなく、57名いらっしゃる方が全員移行した場合、ただし就労移行は6名ですので、すぐに受入れができるかどうかということのも、なんとも言えませんので、まずはその部分をしっかりしたい、ということをご説明させていただきました。将来的というのは、いつからという意味ではなくて、そういうことです。

委員： 空きがなければ永遠にこないということですよ。

事務局： 現実的にはそういうことになってしまいます。ただ、空きがないことを目指しているものではないので、その辺はご理解をいただきたいと思ます。

#### 4. その他

議長： 先ほど来のお話しを伺って、この大きなテーマを、この短い時間の中で協議して、細かいところは別として、協議会としてはこういう方向性が必

要ではないかというところを、本来は共通理解をして確認していきたいと思うのですがそこがやはり難しかったので、先ほど事務局からご説明ありましたように詳細についてはまだこれから、今度、第2回の協議会はいつかということもありますけど、さらに詰めていける可能性もあるということでしたので、一応今日は、ここまでで出した意見を事務局で受け止めていただいて、先ほどの自立支援協議会と同じように詳細のところでご意見があれば、是非、直接事務局の方にお出しいただくということで、今日のところはこれで、この協議会については、締めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。ちょっとやはり時間的に難しいと痛感しましたので、資料の提示等も含めてさらにご検討いただければと思います。

それでは、もうすでにお時間がなくてご退席されている委員の方もいらっしゃると思いますので、議事については、以上とさせていただきたいと思えます。これで議長の役は終了させていただき、事務局にお返ししたいと思います。

事務局： 会長さん大変ありがとうございました。それでは急いで進めてまいりますが、その他ということで、事務局の方から、今後の日程について、ご報告をさせていただきます。

できれば、12月の下旬には開きたいと思っているのですが、もしかすると年を明けてしまうかもしれません。次回はそのような日程で考えております。それから、傍聴者の方、冒頭でお話したとおり、本日お配りした資料も含めて回収させていただきますので、その場に置いて、ご退席いただきたいと思えます。お願いいたします。

## 5. 閉会

事務局： 最後に閉会にあたりまして、星野副会長からごあいさつをお願いいたします。

副会長： お時間の関係がございますので、一言だけ申し上げます。非常に大きいテーマだということが途中からよく分かってまいりました。最初は淡々と聞いておりましたが、あらためてここで私たちがやらなければいけないことを1点感じました。市民の方との橋渡しをきちんとするという事だと思います。市民の方がこれを見たとき、事務局を別に責めてる訳ではないのですが、一般市民の方は分かりにくいと思えます。当事者の方はもっとわかりにくいと思えます。許せないと思うかもしれません。やはり私たちがどのように間に立って、何をお伝えしていくのかということ、やはり市民の方や当事者の目線に立ってもう一回きちんとお伝えしていくということが、私たちの責務なのではないのかということをおあらためて強く感じさせていただいたということで、今後ともどうぞ皆さまよろしく願います。

たします。

事務局： それではありがとうございました。これにて閉会をいたします。みなさんご協力ありがとうございました。